

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国は依然として少子化傾向にあり、平成20年の合計特殊出生率は、1.37と前年より若干上昇しているものの、人口が安定的に維持するための水準（2.08程度）を大きく下回っています。本市も例外ではなく、同年において1.25と、全国の水準よりも低い状況です。

また、いじめや児童虐待等の深刻化に加え、核家族化や都市化の進行、有害情報のはん濫など、時代や社会の進展の中で、子どもを取り巻く環境は、ますます複雑になってきています。

本市では、これらの状況に対応するため、平成17年3月に「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）に基づく「秋田市次世代育成支援行動計画」（以下「前期計画」という。）を策定し、各般の施策に取り組んでまいりました。

さらに、平成18年には本市初の議員立法により、「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（以下「秋田市子ども条例」という。）が制定され、市のみならず、家庭や地域、職場など「社会全体で子どもを育む」という本市の子ども・子育て支援の方向性が示されました。

平成20年10月に実施した「秋田市しあわせづくり市民意識調査II」によると、20代・30代の市民が「一番、力を入れて欲しいと思うもの」について、「子育て支援」が「雇用対策」に次いで多いものの、「子どもの育てやすさ」について比較的「よい」と感じている人は2割程度に留まっており、これまで以上に取り組むことが求められています。

そこで本市は、前期計画の検証を踏まえ、次世代法および秋田市子ども条例の要請ならびに市民ニーズに応える「秋田市子ども・子育て未来プラン」（以下「本行動計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 「次世代育成支援対策推進法」との関係

本行動計画は、次世代法第8条および国が示した行動計画策定指針に基づくものであり、前期計画を発展的に継承しています。

(2) 「秋田市子ども条例」との関係

本行動計画は、秋田市子ども条例第15条に規定する推進計画（以下「秋田市子ども条例推進計画」という。）として位置づけています。

(3) 市の関連計画との関係

本行動計画は、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」と共通する理念を示しながら、「健康あきた市21」などの諸計画とも整合性を図っています。

3 計画の目的

子どもの健やかな成長と子どもを生ま育てやすい環境づくりに一層取り組むことを目的としています。

4 計画の期間《平成22年4月1日～平成27年3月31日》

前期計画期間終了（平成22年3月31日）後の向こう5年間の計画とします。

なお、計画の実施過程において、社会・経済情勢等の変化により、計画の見直しが必要になった場合は、柔軟に対応することとします。

5 計画の対象

本行動計画は、「子ども」「子育て世代」「結婚や子育てを望む若い世代」を主な対象としています。

6 計画の構成

- 第1部 総論として、第1章で計画の概要を示し、第2章「少子化の現状と計画の方向性」で最近の内外の動きや各種意識調査や統計データ等から見える課題を明らかにし、第3章「計画の基本的な考え方」で本行動計画を貫く基本的な理念や全体的な目標、特に重点的に進める必要がある施策、策定後の進行管理の考え方等をまとめています。
- 第2部 各論として、本行動計画の体系表や保育サービス等の目標事業量を一覧表示し、第1章から第5章まで施策や取組・事業の概要や目標を掲げています。
- 第3部 資料編として、策定経過等をまとめています。